○笛吹市調査、測量、設計等業務委託成績評定要領

令和7年3月27日
訓令第9号

(趣旨)
第1条　この要領は、笛吹市調査、測量、設計等業務委託検査要綱(令和元年笛吹市訓令第20号。以下「要綱」という。)第12条第1項の規定に基づき、厳正かつ的確な評定の実施を図り、受注者の適正な選定及び指導育成に資するため、笛吹市が発注する建設工事に係る調査、測量、設計等の業務委託(以下「業務委託」という。)を対象とする成績の評定に関し、必要な事項を定めるものとする。
(定義)
第2条　この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。
(評定の対象)
第3条　評定の対象となる業務委託は、1件の請負代金額が300万円以上の業務委託とする。ただし、契約担当者が認めるものについては、この限りでない。
(評定の内容)
第4条　評定は、専門技術力、管理技術力、コミュニケーション力、取組姿勢、社会性等の評価項目について行うものとする。
(評定者)
第5条　評定を行う者(以下「評定者」という。)は、次の各号に掲げる評定の区分に応じ、当該各号に定める者とする。
(1)　第一次評定　監督員
(2)　第二次評定　業務委託を担当する課長等(以下「担当課長等」という。)
(3)　総合評定　検査員
(評定の方法)
第6条　評定は、各評価項目について、業務委託ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、1件の業務委託について監督員等が複数ある場合は、それらの者が協議して行うものとする。
2　要綱第8条第2項に規定する修補が必要な場合の評定は、当該修補が行われる前の状態で評価するものとする。
3　評定の結果は、業務委託成績評定表(様式第1号)及び項目別評定表(様式第2号)(以下「評定表等」という。)に記録するものとする。
(評定の基準)
第7条　評定の基準は、評定点の合計の点数に応じて別表に定めるとおりとする。
(評定の時期)
第8条　評定は、第一次評定及び第二次評定にあっては業務委託完了時、総合評定にあっては検査実施時に行うものとする。
(評定結果の報告)
第9条　総合評定の評定者は、総合評定を行ったときは、評定の結果を速やかに契約担当者に報告するものとする。
(評定表等の保管)
第10条　評定表等は、管財課において保管するものとする。
(評定結果の通知)
第11条　契約担当者は、第9条の規定による報告を受けたときは、業務委託成績評定結果通知書(様式第3号)により評定の結果を受注者に通知するものとする。
(評定の修正)
第12条　総合評定の評定者は、前条の規定による通知が行われた後に、当該通知に係る評定を修正する必要があると認めるときは、当該評定を修正の上、契約担当者に報告しなければならない。
2　契約担当者は、前項の規定による修正が行われたときは、当該修正の結果を受注者に通知するものとする。
(説明請求等)
第13条　第11条又は前条第2項による通知を受けた受注者は、評定の結果に疑義があるときは、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により市長に説明を求めることができる。
2　契約担当者は、前項の規定による説明の求めがあったときは、業務委託成績評定に係る説明書(様式第4号)により回答するものとする。
(受注者への指導)
第14条　担当課長等は、前条第1項に規定する期間が経過し評定の結果が確定した場合であって、当該評定における評定点の合計が65点未満のときは、低評価業務委託指導書(様式第5号)により受注者に指導を行うものとする。
(改善報告書の提出)
第15条　前条の指導書を受けた受注者は、当該指導書を受けた日から起算して14日以内に、改善報告書(様式第6号)を担当課長等へ提出するものとする。

2　担当課長等は、前項の改善報告書の提出があったときは、当該改善報告書の写しを管財課長へ送付するものとする。

(その他)

第16条　この要領に定めるもののほか、業務委託成績評定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

判定	評定点の合計	評価
A	85点以上	特に優れている
B	75点以上85点未満	優れている
C	70点以上75点未満	普通である
D	65点以上70点未満	
E	55点以上65点未満	劣っている
F	55点未満	特に劣っている

様式第1号(第6条関係)

様式第１号(第６条関係)

業務委託成績評定表

業務名	業務委託							
受託者					契約金額	￥		
履行期間	令和　年　月　日　～　令和　年　月　日				検査完了日	令和　年　月　日　　時　分		
管理技術者氏名			照査技術者氏名					
担当課長等	所属		職		氏名			
監督員	所属		職		氏名			
検査員	所属		職		氏名			
評価項目			監督員及び担当課長等 監督員と担当課長等の合計評定点 ①		検査員 検査員評定点 ⑮	評定点 ⑦=①×0.6+⑮×0.4 又は ⑦=①×1.0		
専門技術力	提案力、改善力				－	①×1.0		
	業務執行技術力					①×0.6+⑮×0.4		
	施工面の知識(設計時評価)	概略、予備、基本設計			－	①×1.0		
		詳細、実施設計			－	①×1.0		
	コスト把握能力				－	①×1.0		
管理技術力	工程管理能力				－	①×1.0		
	品質管理能力				－	①×1.0		
	迅速性、弾力性、調整能力				－	①×1.0		
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性				－	①×1.0		
取組姿勢、社会性	責任感、積極性、倫理観、ネットワーク				－	①×1.0		
成果品の品質						①×0.6+⑮×0.4		
業務評定								
⑱=⑦の評定点の加重平均点								
⑪事故等による減点								
⑬瑕疵修補又は損害賠償による減点								
⑲総合評定点=⑱+⑪+⑬								
総合評価								
所見								
監督員					検査員			
所見を記入					所見を記入			

(注)　監督員評定点と担当課長等評定点の合計は100点を超えないものとする。

様式第2号(第6条関係)

様式第２号(第６条関係)

項目別評定表

委託業務名　　業務委託

評価項目			評定点 ①	重み ②	③ =①×②
専門技術力	提案力、改善力				
	業務執行技術力				
	施工面の知識（設計時評価）	概略、予備、基本設計			
		詳細、実施設計			
	コスト把握能力				
管理技術力	工程管理能力				
	品質管理能力				
	迅速性、弾力性、調整能力				
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性				
取組姿勢、社会性	責任感、積極性、倫理観、ネットワーク				
成果品の品質					
合計					

業務評定	
④＝③の評定点の加重平均点＝③の合計÷②の合計	
⑤事故等による減点	
⑥瑕疵修補又は損害賠償による減点	
⑦総合評定点＝④＋⑤＋⑥	
総合評価	

様式第3号(第11条関係)

様式第３号(第 11 条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

笛吹市長

業務委託成績評定通知書

貴社が受注した業務について、笛吹市調査・測量・設計等業務委託成績評定要領に基づき評定を行ったので、同要領第 11 条の規定により通知します。

なお、評定の結果に疑義があるときは、この通知書を受け取った日から起算して 14 日以内に、書面により市長に説明を求めることができます。

また、疑義に対する説明は、書面により郵送します。

1　業務委託名
　　号

2　委託期間
　　年　月　日から　　年　月　日まで

3　完了検査年月日
　　年　月　日

4　評定の結果
　評定点　　点(項目別評定点は別紙のとおり)

5　説明を求める書類の提出先及び問合せ先

(注)　業務完了後に瑕疵等が判明した場合、評点の見直しが行われることがあります。

様式第4号(第13条関係)

様式第４号(第 13 条関係)

第　　号
年　　月　　日

(受注者)

様

笛吹市長

業務委託成績評定に係る説明書

年　　月　　日付けで貴社から説明を求められた評定内容について、笛吹市調査、測量、設計等業務委託成績評定要領第 13 条第 2 項の規定により、次のとおり回答します。

1　工事名

2　疑義に対する回答

様式第5号(第14条関係)

様式第５号(第 14 条関係)

第　　号
年　　月　　日

(受注者)

様

(担当課長等)

低評価業務委託指導書

次の業務委託について、笛吹市調査、測量、設計等業務委託成績評定要領に基づき評定を行った結果、65 点未満となったので、同要領第 14 条の規定により通知します。

なお、この通知を受けた日から起算して 14 日以内に、改善内容を記載した改善報告書(様式第６号)を提出すること。

1　契約番号

2　業務委託名

3　工期
年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

4　検査年月日
年　　月　　日

5　評定点
点(　　年　　月　　日　　号)

6　指導内容

様式第6号(第15条関係)

様式第６号（第１５条関係）

第　　号
年　　月　　日

（担当課長等）
様

（受注者）

改善報告書

次の業務委託について、笛吹市調査、測量、設計等業務委託成績評定要領第15条の規定により、次のとおり改善報告書を提出します。

1　契約番号

2　業務委託名

3　工期
年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

4　監理・主任技術者

5　現場代理人

6　改善内容